

# 「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」概要

## 1 計画策定の趣旨等

### (1) 策定の趣旨

DV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性等の人権が尊重されるとともに、福祉の増進及び自立に向けて県が実施する施策を総合的に推進し、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことができる社会の実現」を目指す

### (2) 計画の位置づけ

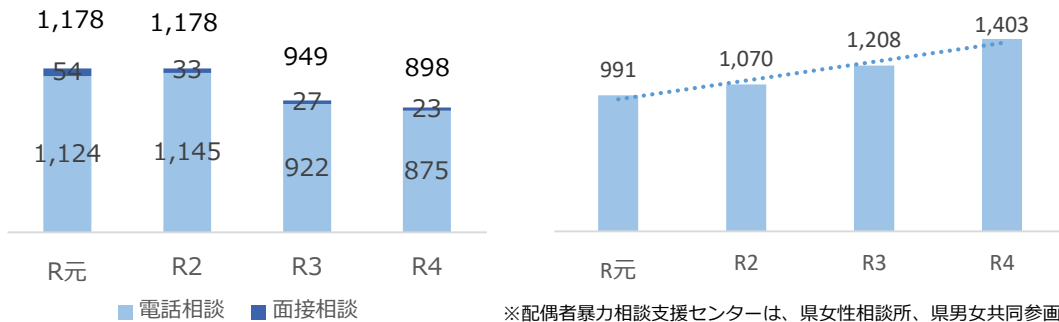
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく県基本計画

### (3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間

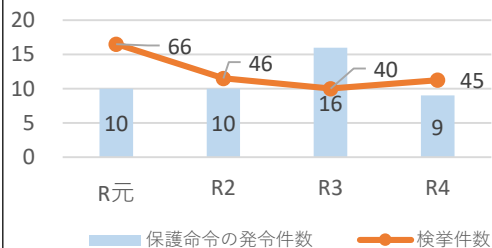
## 2 現状

### ■ 女性相談支援センターの相談受付件数 ■ 配偶者暴力相談支援センターの相談受付件数

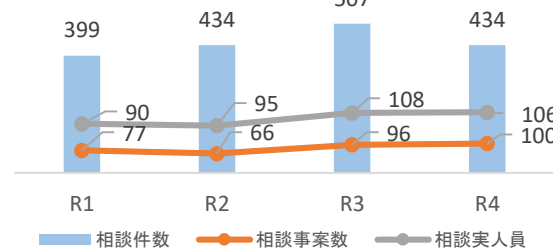


※配偶者暴力相談支援センターは、県女性相談所、県男女共同参画センター、各地方福祉事務所、青森市、八戸市の計10か所に設置

### ■ 配偶者による暴力の保護命令件数及び検挙件数



### ■ あおもり性暴力被害者支援センターへの相談件数



## 3 課題

### (1) 市町村計画の策定

DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等（以下「困難女性等」という。）にとって、最も身近な市町村における施策の充実を図るため、市町村に対して市町村計画の策定を働きかける必要がある。

### (2) 市町村における相談支援体制の構築

困難女性等に対する継続的な支援のため、市町村に対して女性相談支援員の配置及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかける必要がある。

### (3) 相談窓口の周知

県全体として、DV相談件数が増加しているため、相談窓口の周知を図る必要がある。

### (4) 支援対象者のニーズに対応した一時保護の実施

女性相談支援センターが行う一時保護の実施に当たっては、困難女性等の状況等を考慮し、最も適切と考えられる方法及び施設を選定する必要がある。

### (5) 民間団体等との連携

困難女性等への支援のため、市町村、関係機関、民間団体と連携・協働した取組を行っていく必要がある。

## 4 基本理念及び基本目標

### ◆ 基本理念

～DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことのできる社会の実現～

### ◆ 基本目標

- ① DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援
- ② DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

## 5 進行管理と評価

○関連事業の実施状況は「青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議」に毎年度報告し、進捗状況を評価。

○進捗状況は、毎年度県民に公表する。

基本理念 / DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことのできる社会の実現

| 基本目標   | 施策の方向性                | 取組内容  |
|--|-----------------------|---|
| I<br>DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援       | 1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発 | (1)県民への理解の普及と予防啓発 (2)女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実   |
|  | 2 発見・通報体制の充実          | (1)困難女性等に対する関係機関・民間団体の周知 (2)発見・通報機関における対応の強化 (3)医療機関・福祉関係者における発見・通報体制の強化 (4)県広報の活用等による通報窓口等の周知 (5)高齢者・障がい者及び児童に関する情報への対応  |
|  | 3 相談支援体制の充実           | (1)民間団体や地方公共団体による居場所づくり (2)いつでもどこでも相談できる体制の確立 (3)緊急時における安全の確保 (4)本人の意思を尊重した支援方法の検討等 (5)相談者の多様なニーズへの対応の充実 (6)障がい者や外国人相談者に対する支援体制の整備 (7)相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (8)苦情処理体制の構築 (9)警察等における対応の充実 (10)市町村における相談支援体制の強化 |
|  | 4 一時保護体制の充実           | (1)困難女性等の状況に応じた適切な一時保護の実施 (2)広域連携の促進 (3)一時保護期間中の通学・通勤に関する配慮 (4)一時保護終了時における関係機関との連携  |
|  | 5 迅速かつ適切な被害者保護        | (1)保護命令制度の利用 (2)保護命令の通知を受けた場合の対応  |
|  | 6 同伴児童への支援            | (1)一時保護所に同伴する児童の心のケアと支援の推進 (2)児童の安全な就学の確保   |
|  | 7 心のケアの充実             | (1)被害者の心のケアの充実 (2)児童の心のケアの充実 (3)一時保護退所後の支援体制の整備   |
|  | 8 自立支援                | (1)ソーシャルワーク(社会福祉援助)の実践 (2)就労促進のための支援 (3)居住支援 (4)各種援護制度等の利用に関する支援 (5)司法制度等の利用に関する支援  |
|  | 9 アフターケアの推進           | (1)地域移行後の切れ目ない支援の実施   |
| II<br>DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実 | 1 支援機関の体制強化           | (1)女性相談支援センター、女性相談支援員等、女性自立支援施設の体制の整備 (2)支援調整会議 (3)相談担当職員の資質の向上 (4)関係者への研修の充実 (5)調査研究の推進  |
|  | 2 民間団体との連携            | (1)民間団体との協働による取組の検討と活動支援  |
|  | 3 関係機関との連携            | (1)県域における連携 (2)地域における連携 (3)実務関係者間の連携  |